第6章 協働・行財政分野

地域力を発揮する、住民主役のまち

- 1 住民自治のまちづくりの推進
- 2 コミュニティの育成
- 3 地域間連携・交流の推進
- 4 国際交流の推進
- 5 人権の尊重
- 6 男女共同参画社会の実現
- 7 行政改革の推進
- 8 健全な財政運営

住民自治のまちづくりの推進

現況と課題

「自らの地域のことは、住民自らの意思で決定し、その結果についても責任を持つ」という、住民自治の考え方を実践していくことが求められています。住民自治にふさわしい地域経営を行うためには、その前提条件として、多数の住民が行政に対して関心を持つ土壌、行政情報が容易に入手できる環境、住民の意見を幅広く汲み上げる仕組みなどを整える必要があります。さらに、各種行政計画の策定段階から住民とともに内容を検討するプロセスを重視したうえで、その成果を確認し、成果が不十分な場合には改善案を協議する仕組みを設けることが必要です。

平成19年4月、本町では住民自治の実現のために「玉村町自治基本条例」を施行し、住民参加と協働によるまちづくりを町政運営の基本原則としました。

さらに、平成22年5月には住民やNPOなどによる地域活動の拠点として、「住民活動サポートセンター・ぱる」を開設しました。住民主体のまちづくり活動を推進するために、地域活動団体やNPOなどに対して、「ぱる」を拠点として、まちづくりに関するアドバイザーの派遣や活動場所の提供を図るなど、支援充実に努めることが求められています。

今後とも、本町の住民自治によるまちづくりを発展させるため、自治基本条例に基づく具体的な取り組みを強化していく必要があります。

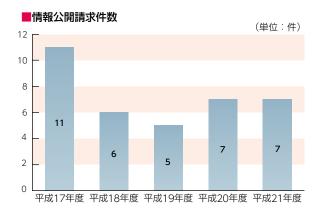
めざす姿

- ◆まちづくりに対する住民の関心が高まり参加者が増えています。
- ◆住民や地域活動団体と町との協働が進んでいます。
- ◆誰でも容易に行政情報を入手することができます。
- ◆最新の行政情報が判りやすく住民に提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標(H27年)
住民座談会への参加者数	219人	300人
住民活動サポートセンター利用登録団体数	_	50団体
出前講座の開催数	2回/年	10回/年
広報の充実度を示す点数(注)	3.89点	4.5点

(注) 平成19年2月に実施した町民満足度調査結果より(6点を満点とした基準による平均点)





■住民活動サポートセンター・ぱる

1. 住民参加の促進

住民の意向に基づいたまちづくりを進めるため、幅広い住民とともにまちづくりを進めます。計画策定やまちづくり活動に住民が参加しやすい仕組みを整え、住民と行政が意見交換を重ねながらまちづくりを進める対話型方式を定着化していきます。

主要事業

- ●住民座談会の開催
- ●パブリックコメント手続の活用
- ●附属機関や任意設置の審議会等の委員への住民公募枠拡充
- ●住民参加条例(住民が行政活動へ参加する方法を定める条例)の検討

2. 協働によるまちづくりの推進

環境保全活動や地域の防犯活動をはじめ、地域福祉、高齢者福祉、保健健康づくりなど行政だけでは効果が限定される取り組みについて、住民、地域活動団体、企業との協働によるまちづくりを推進します。 行政と住民との連携強化に努めるとともに、住民の知恵と行動力を活かす仕組みを構築します。

また、県立女子大学等と本町が包括的な連携協力のもと、まちづくり全般にわたり協働し、大学のあるまち・玉村町の魅力を高めます。

主要事業

- ●庁内推進体制の整備
- ●活動拠点となる住民活動サポートセンターの充実
- ●協働事業への助成
- ●人づくり講座等による人材の育成
- ●県立女子大学等との包括的な連携体制づくり
- ●住民活動促進条例(住民のまちづくり活動の活発化を目的とする条例)の検討

3. 行政情報提供の充実

行政の透明性を確保し、住民参加や協働によるまちづくりを推進するために、その土台となる行政情報の提供を充実させます。また、情報公開制度を引き続き運用して、住民の知る権利を確保し、行政の説明責任を果たします。

個人情報の保護については、玉村町個人情報保護条例の趣旨に則り、町が取り扱う個人情報の適正な管理を行います。さらに、職員自らが地域に出向いて直接情報を伝え、意見交換を行い、まちづくりに関する意識啓発や問題解決に向けた検討を進めます。

主要事業

- ●情報公開制度の適切な運用
- ●個人情報の適正な管理
- ●職員出前講座メニューの充実

4. 広報・広聴機能の充実

最新の行政情報を判りやすく住民に提供するとともに、住民の期待や要望が町政に的確に届くように、 広報・広聴機能の充実を図ります。「広報たまむら」や町ホームページを充実させるとともに「愛町箱」、 インターネット、広聴用ハガキなどを活用して、幅広い意見の把握に努めます。また、コミュニティ放送 局を活用した行政情報の提供について、さらに研究を進めます。

主要事業

●広報発行事業

- ●ホームページの充実
- ●町長メール

協働

🚄 コミュニティの育成

現況と課題

本町には25の区(行政区)があり、各区では、地域の環境美化、安全・安心や高齢化などの地域課題に 関すること、祭礼、納涼祭などの行事、スポーツや生涯学習などの活動が区長を中心に行われ、住民相互 の交流の場である地域コミュニティを形成しています。

さらに、区長は、広報誌により情報の区民への伝達、地域からの要望を取りまとめて町に申し入れる等、 行政と区民とをつなぐ重要な役割を担っています。

平成3年以降において、急激な転入者の増加と、核家族化の進行や価値観の多様化などが重なり、地域 社会に対する関心が低下して、人と人との結びつきが希薄化しています。

しかし、地域福祉の充実、地域の防犯体制や防災力を強化するためには、住民が地域社会に対して関心 を持ち、地域コミュニティを充実させることが必要です。

行政区の組織率は、平成22年1月末現在で89%であり、さらに組織化を促すことが必要です。コミュ ニティ活動に対する意識を啓発するとともに、住民の地域活動参加機会の拡大、コミュニティ活動組織の 育成などを進めることが求められています。

さらに、コミュニティ活動組織に対する支援を強化し、地域活動のリーダー育成、組織の相互連携を促 進する必要があります。

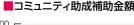
地域自らが行政と連携しつつ、地域の問題解決に積極的に取り組むことができるよう、地域の連帯感の 形成とコミュニティ組織の強化が求められています。

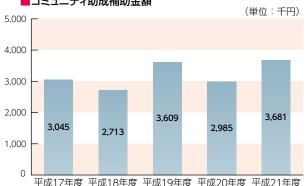
めざす姿

- ◆コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の環境が整備されています。
- ◆誰もが参加しやすいコミュニティ活動が展開されています。

成果指標	現 状	目標(H27年)
コミュニティ助成制度を利用した地区公民館の備品等の 整備箇所数	1箇所/年	1 箇所/年
コミュニティ活動支援団体数	_	5団体/年

- (注)「コミュニティ」とは、共通の価値観や意識などによって結びついている集団や社会をいう。一定の地域内で住民相互の交流が行われている地域社会のことを地域コミュニティといい、本町の区も地域コミュニティです。
- (注)「地区公民館」とは、各地区の公民館、集会所、住民センター、研修所等のこと。(社会教育法の規定に基づき町が設 置している公民館のことではない)





1. 地域コミュニティ活動拠点の整備

住民相互のつながりが深まり、地域コミュニティ活動への参加者が増えるように、住民が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備を支援します。

主要事業

- ●地区公民館の備品等の整備に対する助成
- ●地区公民館の施設改修等に対する助成

2. 地域コミュニティ組織の育成

地域の住民や団体が、地域の問題解決に取り組むよう、主体性のある地域コミュニティの形成を促します。住民が地域の問題に関心を持ち、解決に向けた活動が生まれるよう、地域と行政との意見交換の機会や、町の事業に関する情報提供などを充実させます。さらに、地域コミュニティ活動を促進するため、講習会やまちづくりの専門家との交流機会の提供に努めます。

本町の区(行政区)は、最も重要な地域コミュニティであり、協働のまちづくりの推進母体です。多様な住民が地域のまちづくりに参画し、能力・個性を発揮する地域協働型のまちづくりを支援する仕組みづくりを検討します。

- ●地域コミュニティ活動への支援
- ●人づくり講座の開催
- ●地域協働型のまちづくりに向けた仕組みづくりの検討



■ウェルカム交流会



■生涯学習推進員による活動

3 地域間連携・交流の推進

現況と課題

交通環境の充実や価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、住民の生活圏は拡大しています。さらに、 行政に対するニーズも高度化しており、広域的な連携・協力のもとに効率的に取り組むべき課題も増えて おり、現在、消防業務については伊勢崎市に委託しています。

今後においても、限られた財源の中で、充実した行政サービスを安定して提供するためには、県や近隣市町村との連携を一層強化することが求められています。消防、医療・福祉、公共交通、観光、廃棄物処理などをはじめとして、県や近隣市町村と連携した取り組みを進めて効率的な地域経営を行うとともに、公共施設の相互利用を推進し、住民の利便性向上に努める必要があります。

また、地域の活性化に向けて地域間交流を促進し、交流人口を増やす必要があります。行政、住民、団体など様々な主体による芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動、あるいは本町の花である「バラ(マリアカラス)」を通じた交流事業などを活かして、他市町村や他地域との活発な交流活動を行い、より充実した生活を実現していくことが求められています。

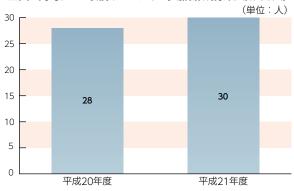
めざす姿

- ◆多様な広域行政を通じて、効率的な地域経営と住民の利便性向上が図られています。
- ◆交流事業を通じて、他市町村との交流が深まっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標(H27年)
東毛広域幹線道路沿線地域の連携	_	連携事業の立ち上げ
他市町村との交流事業数	8事業	11事業

■山ノ内町リンゴ収穫ボランティア参加者数(募集人数 30人)



1. 広域行政の推進

効率的な行政運営に向けて、スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務などは、 県や周辺市町村と連携・協力して、広域処理や共同処理に取り組みます。また、高崎都市圏連携会議など の組織による連携事業を充実させ、住民の利便性の向上と地域の活性化につなげていきます。さらに、広 域的な連携が必要な課題については、県や関係市町村との研究に取り組みます。

主要事業

- ●広域的処理業務の推進
- ●高崎都市圏連携会議などによる連携事業の充実
- ●東毛広域幹線道路沿線地域連携
- ●県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会による連携推進

2. 地域間交流の推進

交流人口の増加や地域活性化を図るため、地域間交流の充実を進めます。平成19年に友好交流都市となっ た長野県山ノ内町との交流を推進するとともに、日光例幣使道の宿場町やバラをまちの花とする市町村と のネットワークなどを通じて、地域資源を活かした交流を推進します。また、住民や団体などの民間レベ ルでの交流活性化に向けて、積極的な支援を行います。

- ●山ノ内町との交流事業の推進
- ●バラのまち交流事業
- 民間交流活動の支援



■玉村町町民の森記念植樹(山ノ内町)



■山ノ内町でのりんご収穫ボランティアの様子

協働・行財政分野

4 国際交流の推進

現況と課題

情報通信技術の進歩や国際的な輸送網の発達などに伴い、人、モノ、情報、資本が地球規模で活発に行き来する時代を迎えています。学校、職場、地域社会など日常生活においても、外国人と直接交流する機会も広がっています。

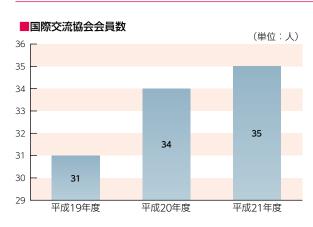
本町に在住する外国人(登録者数)は、平成22年3月末現在、686人であり、人口の1.8%を占めています。ブラジル、韓国、中国など多岐にわたる国籍の人々が本町に住んでおり、外国人にとっても住みやすいまちとなるよう、外国語による情報提供や相談窓口の強化、日本語教室などの環境整備を進めることが求められています。本町における国際交流活動は、主として玉村町国際交流協会が支えてきましたが、さらに住民の国際理解を促し、相互の文化を認め合う多文化共生社会を築くことが求められています。

一方、次代を担う子どもたちは、広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、その基礎となるコミュニケーション能力を培うことが求められています。そのため、学校教育においては、外国や我が国の生活や文化について理解を深め、互いを尊重し合い、協調できるように努めることが求められ、地域においては、多彩な国際交流活動に対する支援を行い、国際的に活躍できる人材を育てることが求められています。

めざす姿

- ◆外国人にも住みやすいまちづくりが進んでいます。
- ◆住民や地域レベルでの国際理解、国際交流が進んでいます。

成果指標	現状	目標(H27年)
外国語による印刷物作成数	2種類	4種類
国際交流協会会員数	35人	100人



第6章

施策の内容

1. 在住外国人に対する支援

本町在住の外国人が、快適な生活を送ることができるまちづくりを進めます。ホームページやパンフレットを通じて、外国語による生活情報を分かりやすく伝えるとともに、公共施設や道路等の案内板を外国語併記とするなど環境整備に努めます。さらに、日本語や日本文化の講習機会の提供や外国人と住民との交流機会を設けて、外国人居住者と住民との相互理解を深めます。

主要事業

- ●パンフレット(外国語版ゴミの出し方など)の役場窓口での配付
- ●諸手当など手続きの役場窓口での案内
- 外国語ホームページによる情報提供

2. 国際理解の促進

学校教育、生涯学習などの機会を活用して、多文化共生についての理解を深めます。また、玉村町国際 交流協会への支援を継続するとともに、住民レベルでの国際交流を促進するため、国際交流に関する住民 交流団体の育成・支援に努めます。

- ALTの活用
- ●玉村町国際交流協会への助成
- ●海外派遣推進協議会への助成による米国エレンズバーグ市への中学生海外派遣事業
- ●米国エレンズバーグ市からのホームステイ受け入れ事業



■エレンズバーグへ中学生海外派遣



■エレンズバーグから招致

協働・行財政分野

し人権の尊重

現況と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれており、すべての人の人権が尊重される社会を築くことが求められています。我が国の憲法においても基本的人権の尊重が基本原理として定められており、すべての国民が人として尊重されるとともに、平等であって差別されないこととなっています。

本町では、人権問題に関する講演会の開催や啓発パンフレットの配布、「広報たまむら」や「にしきの通信」への掲載などを通じて、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関する様々な人権問題を取り上げ、人権教育・人権啓発に取り組んできました。また、学校教育においても、確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生きぬく子どもを育てる教育に取り組んできました。

しかし、情報化の進展等を背景に、インターネットを悪用した人権侵害などの新たな課題も発生しています。

すべての住民が互いに人権を尊重しあい、その結果、自由と平等が保障され、不当に差別されることなく生活が送れるよう、人権尊重社会を築くことが求められています。

そのためには、住民一人ひとりが人権に対して正しい理解と認識を深めることが必要であり、家庭、学校、職場、地域社会、行政が連携して人権問題に取り組み、差別や偏見のない、人に優しく明るいまちづくりを推進する必要があります。

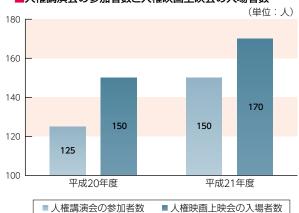
めざす姿

◆住民の人権尊重に対する理解が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標(H27年)
講演会の参加者数	150人	250人

■人権講演会の参加者数と人権映画上映会の入場者数



1. 人権意識の啓発・普及

住民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を持ち、差別や偏見がない明るいまちにするため、研修会や講演会などを開催するとともに、広報やパンフレットなどを活用して、様々な機会を通じて積極的に人権啓発を図ります。

学校教育においては、児童・生徒への人権教育の充実を図るとともに、教職員の人権感覚を高めます。 また、地域の活動などを通じて、行政と地域や家庭などが連携して、人権を尊重するまちづくりの推進に 取り組みます。

今後も関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題に対する相談体制の充実、指導者の育成に努めます。

- ●人権啓発の推進
- ●人権教育の推進
- ●相談体制の充実



■人権啓発イベント

6 男女共同参画社会の実現

現況と課題

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた理解や取り組みが進みました。しかし、家庭、職場、地域社会では男女の固定的な役割分担意識が依然として根強く残っています。

少子高齢化の進行や人口減少時代への移行など社会が転換期を迎える中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわりなく、個性と能力が十分に発揮できる環境を整えることが必要です。家庭、職場、地域社会などに残されている男女の固定的な役割分担の考え方などを見直し、男女が互いに人権を尊重する社会を実現することが求められています。

本町においては、男女共同参画に対する意識向上及び個性を活かす教育の充実などに努めています。性別による差別のない社会、旧来のしきたりにしばられない社会、女性に対する暴力を許さない社会の実現を目指し、ガイドラインとしての男女共同参画計画を策定し、家庭、職場、地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

めざす姿

- ◆まちづくり活動に対して女性の参加者が増えています。
- ◆男女の固定的な役割分担意識の改善が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標(H27年)
審議会等の女性委員比率	18.1%	30%
男女の固定的な役割分担意識が改善されていると思う住民 の割合 (注)	16.6%	30%

(注)総合計画住民意識調査より

■審議会等の女性委員比率



1. 男女共同参画計画の策定

男女共同参画を総合的に推進するため、その指針となる男女共同参画計画を策定します。家庭、職場などにおける男女共同参画の実態を把握した上で、企業、地域団体、国・県などの関係機関と連携を図りつつ、住民参加型の検討方式で実効性の高い男女共同参画計画を策定します。

主要事業

- 男女共同参画住民意識調査の実施
- 男女共同参画計画の策定

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場における固定的な意識の改善を図ります。講習会、広報パンフレットなどを通じて、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の必要性を示すとともに、学校教育においても、児童生徒一人ひとりの自立と共生を目指し、生きる力を育む教育を推進します。

- 男女共同参画出張意見交換会の実施
- 男女共同参画講演会の開催



■男女共同参画セミナー



■DV 研修

協働・

行政改革の推進

現況と課題

価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行、地域主権への移行などに伴い、行政に対する住民ニーズは多様化が進んでいます。行政は住民の期待や要望を的確に把握し、行政サービスに反映させることが求められています。民間企業は厳しい市場環境にさらされ、生き残りをかけてサービス改善、コスト削減などに取り組んでいます。民間企業の優れた姿勢を取り入れ、住民本位や迅速な改革に取り組み、住民の満足度を高めることが必要です。

本町が将来にわたり、充実した行政サービスを提供するためには、経常収支比率を抑制し、投資的経費を確保することが必要です。高齢化が進行し扶助費の上昇が予想される中で、人件費、扶助費、公債費などからなる義務的経費の支出を抑えるためには、人件費の圧縮に取り組む必要があり、民間活力の導入推進による行政組織のスリム化をさらに進めることが求められています。また、地域主権時代への移行を踏まえて、職員の政策立案能力の向上を図る必要があり、庁内分権、人事制度改革、職員研修などに取り組むことが求められています。

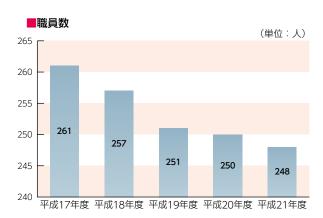
一方、行政の情報化に対する住民ニーズは高まりつつあり、情報通信機器の普及に合わせた新たな取り組みが求められています。本町においても、行政サービスの向上・行政事務の効率化を目指し、住民生活の利便性の向上に向けた電子自治体の構築を推進する必要があります。

めざす姿

- ◆事業やサービスの改善が進み、住民満足度が向上しています。
- ◆政策立案力と機動力が高く、効率性に優れた行政組織になっています。
- ◆インターネットを活用した行政情報の入手が容易になっています。

成果指標	現 状	目標(H27年)
効率的な行政運営がなされていると思う住民の割合 (注1)	16.9%	25%
職員数 (注2)	248人	237人
ホームページのアクセス件数(年間)	102,408件	120,000件

- (注1) 総合計画住民意識調査より
- (注2) 定員適正化計画より



1. 住民満足度の向上

住民が満足するサービス提供に向けて、住民本位の行政運営を行います。行政評価の導入や、成果を踏まえた人事評価制度などを通じて、住民や地域などに対する効果の高い事業を行います。また、ICT(情報通信技術)の活用による窓口での待ち時間のより一層の短縮、窓口相談機能や接遇マナーの向上などに努め、便利で優しい町役場となります。

主要事業

- ●行政評価制度の導入
- 人事評価制度の充実
- ●接遇研修の充実
- ●住民満足度の定期的把握

2. 行政システムの改革

定員適正化計画に基づいた組織スリム化を進めるとともに、指定管理者制度や業務委託などを的確に導入し、公共施設の効率的な管理運営を行います。さらに、職員の政策法務能力の向上に向けて、職員に対する研修などを行うとともに、職員提案制度を活用して事業やサービスの改善に積極的に取り組む組織に変えます。

主要事業

- ●職員の適正配置
- ●行政組織・機構の見直し
- ●職員研修の充実
- 職員提案制度の活用
- 経営改革推進事業の推進
- ●業務委託・指定管理者制度・民営化など民間活力の導入推進

3. 情報化の推進

費用対効果を考慮しつつ行政手続きの電子化や電子申請手続き、行政サービスのネットワーク化を積極的に推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を進めます。

また、情報システムの運用に留意し、個人情報や行政情報等の漏洩や盗難、改ざんなどから守るためのセキュリティ対策を強化します。

- ●インターネットを活用した情報提供、申請手続きの調査推進
- ●情報管理マニュアルの作成
- ●情報セキュリティ対策の強化



■住民満足度の向上に向けて

8

健全な財政運営

現況と課題

景気の低迷、地価の下落、人口減少などに伴い、本町では厳しい財政運営を迎えています。本町の経常収支比率は上昇傾向にあり、平成21年度の経常収支比率は93.9%となっています。歳入面では、町民税が減収となり、税収の確保に努めることが求められています。本町では、東毛広域幹線道路や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)の整備が進められていることから、その沿線地域に対して産業集積を促すとともに、転入者の増加を図り、税収を増やして経常収支比率を抑制することが必要です。

一方、歳出面では、義務的経費の割合が年々増加しています。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の増加による扶助費上昇が懸念されます。さらに、既存の公共施設や都市基盤施設も老朽化が進んでおり、その改修費用もかさむ可能性があります。

本町が将来にわたり、住民に対して充実した行政サービスを提供するためには、健全な財政運営に努める必要があります。すでに役割を終えた事業や成果が上がらない事業などは大胆に廃止し、財政運営の簡素合理化を進めなければなりません。さらに、適正な課税、収税力の強化、受益者負担の適正化などに努めることが求められています。

めざす姿

- ◆持続可能な財政運営が行われています。
- ◆適正な収税が行われ、滞納者が減少しています。

成果指標	現 状	目標(H27年)
経常収支比率	93.9%	92.0%
町税収納率(現年度)	97.9%	98.1%



1. 安定した財政運営

将来にわたり満足度の高い行政サービスを提供するため、健全な財政状況の維持に努めます。意義が薄れた補助金や成果の乏しい事務事業の見直しを進めるとともに、定員管理の徹底や施設維持管理の効率化などを通じて、経費削減に努力します。

さらに、働く世代の転入促進、企業誘致などを通じて、自主財源の拡大に努めるとともに、国県の補助 対象事業の活用、施設使用料や各種手数料の適正化、広告収入の確保などを進め、歳入確保に努めます。

主要事業

- ●事務事業の見直し
- ●受益と負担の適正化

2. 適正な課税の推進

公平な課税に向けて、各種税目ごとに課税資料を整備します。固定資産税については、土地、家屋に関する現況調査を定期的に実施し、課税対象の正確な把握に努めます。

主要事業

- ●土地、家屋現況調査
- ●課税対象の正確な把握

3. 適正な収税の推進

納税は納税者自身が自主的に納税する「自主納税」が原則で最も望ましいことを踏まえ、自主納付を推進します。このため納税意識の啓発に努めるとともにコンビニエンスストアでの収納を普及させるなど、納税機会の拡充と収納率の向上を図ります。

さらに、税の公平性や税収の確保のため、納税相談によって計画的な納付を促すとともに積極的に滞納 整理を行うなど、収納率の向上を図るための取り組みを進めます。

- ●広報による納税制度の周知と自主納税の推進
- ●納税機会の拡充
- ●収納対策の促進
- ●滞納整理の強化

